

令和 6 年 4 月 会 議
第 10 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

閲 覧 用

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 6 年 4 月 30 日(火)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 8 番	木 村 寛	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫

欠 席 委 員

議席番号 4 番 比留川 義 昭
議席番号 5 番 山 田 誠 一

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当	山 田 英 毅	第 3 地区担当	志 澤 輝 彦
第 2 地区担当	峯 山 健 吾		

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 1 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 2 号	農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見について
議案第 3 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第 4 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第1号 専決処分について

議決事件及賛否の数	別紙記載のとおり
議 事 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による
採 決 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	峯 山 哲 夫
次 長	三 枝 利 行
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 孝 治

9 時 30 分 開 会

○議 長（古塩 貞夫君） 挨拶

ただ今より令和 6 年 4 月第 10 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、委員 4 番比留川 義昭委員、5 番山田委員におかれましては、所用のため欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は 12 名、推進委員は 3 名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、6 番内田 直彌委員、7 番早川 晴子委員のご両名をお願い申し上げます。次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹） それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせて頂きたいと思っております。事前に配布させていただきました総会議案書、協議会資料のほか、本日皆様の机の上に諸般の報告、神奈川県農業会議から配布されました「農業経営基盤強化促進法の解説」「農政時報 N0624」をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。2 日、綾瀬市畜産協会総会、市役所視聴覚室におきまして会長が出席の予定でございます。9 日、令和 6 年度県央地区農業委員会連合会通常総会、大和市生涯学習センターにおきまして会長、職務代理が出席の予定でございます。

14 日、都市計画審議会、市役所 J1-1 会議室におきまして会長が出席の予定でございます。

16 日、綾瀬市園芸協会総会、市役所 J1-1 会議室におきまして会長が出席の予定でございます。

21 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 2 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 6 年 5 月第 11 回農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。27 日、綾瀬農用地域クリーン活動、綾瀬市一円において、委員全員が出席される予定でございます。28 日、令和 6 年 5 月第 11 回農業委員会総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。

30 日、さがみ農業協同組合第 29 回通常総代会、茅ヶ崎市民文化会館において、会長が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、

当日総会分を申し上げます。農用地利用集積計画決定 10 件 18,856 平方メートル、農用地利用配分計画案の作成に係る意見について 1 件 1,293 平方メートル、相続税納税猶予証明 1 件 1,764 平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明 1 件 6,533 平方メートル、法第 4 条届出 5 件 1,215 平方メートル、法第 5 条届出 7 件 5,685 平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第 1 号、議案第 1 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。整理番号 1 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 1 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 10,062 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■外 2 筆、地目畑、地積合計 3,288 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの 3 年間でございます。

利用目的は穀類、設定初年は平成 23 年、5 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、7 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は■■歳、利用集積による畑、10,062 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。3 番 笠間 保一委員

○3 番（笠間 保一君）本件について 4 月 22 日、第 1 班私のほか、森山委員、比留川賢次委員、比留川義明委員、志澤推進委員と事務局 3 名の計 8 名で、現地調査をいたしました。なお本日の審議案件につきましては全て、同日、同メンバーで現地調査を行いましたので、

ご報告いたします。現地の状況は、3筆とも耕うん状態で、農地として適正に管理されていました。第1班としましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）4月22日、午前9時から、1班の森山委員、比留川 賢次委員、比留川 義昭委員、事務局3名と自分の8名で、現地を確認しました。以後同様ですので、割愛させていただきます。整理番号1番の現地を確認したところ、1班からも報告があったとおり、全て耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。推進委員としましては、農用地利用集積の決定に問題はないと判断しました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号2番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定について、整理番号2番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は15,219平方メートル、申出地は[REDACTED]、地目畑、地積合計892平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和6年5月1日から令和9年4月30日までの3年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は平成21年、6回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9ペ

ージの案内図をご参照願います。

賃貸人は、90日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は■歳、自作の畑、13,336平方メートル、利用集積による畑、1,883平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の3名で、従事日数は250日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。

それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告願います。3番 笠間 保一委員

○3番（笠間 保一君）現地の状況は、サニーレタスが作付けされており、農地として適正に管理されておりました。第1班としましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第3地区 志澤 推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号2番の申請地を確認したところ、サニーレタスが作付けされており、農地として適正管理されておりました。

また、賃貸人は、園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでいると聞いております。推進委員としましては、農用地利用集積の決定に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 3 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 3 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 30,225 平方メートル、申出地は[REDACTED]外 2 筆、地目畑、地積合計 2,973 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 30 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、90 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の畑 1,288 平方メートル、利用集積による畑、28,937 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻で、従事日数は 340 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。3 番 笠間 保一委員

○3 番（笠間 保一君）現地の状況は 3 筆とも耕うん状態で、農地として適正に管理されていきました。第 1 班としましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。

皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 3 番の申請地を確認したところ、全て耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。また、賃借人は園芸協会に加入し、地域農業に取り組んでいると聞いております。推進委員といたしましては、農用地利用集積の決定に問題はないと判断しました。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたら

ご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号4番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号4番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は19,225平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■外2筆、地目畑、地積合計2,957平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年5月1日から令和9年4月30日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成23年、5回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の田317平方メートル、畑9,511平方メートル、利用集積による畑、9,397平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の2名で、従事日数は300日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告願います。 3番 笠間 保一委員

○3番(笠間 保一君) 現地の状況は、■■■■■■■■■■及び2につきましては、マルチが敷いており、作付けの準備がされておりました。■■■■■■■■■■につきましては、トウモロコシが作付けされており、農地として適正に管理されておりました。第1班としましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号4番の申請地を確認したところ、笠間委員からも報告があったとおり、■■■■、耕うんしてあり、■■■■はマルチが敷いてあり、■■■■は、トウモロコシが作付けされておりました。農地として適正に管理されておりました。

また賃借人は、園芸協会に加入して、熱心に農業されており、推進委員といたしましては、農用地利用集積の決定に問題ないと判断し、皆さんのご審議をよろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号5番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号5番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は9,337平方メートル、申出地は■■■■外1筆、地目田、地積合計927平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年5月1日から令和9年4月30日までの3年間でございます。

利用目的は水稻、設定初年は令和3年、2回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましても、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましても、15ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の田2,655平方メートル、畑5,755平方メ

ートル、利用集積による田、927 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は 本人、妻、子二人の 4 名で、従事日数は 250 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。3 番 笠間 保一委員

○3 番（笠間 保一君）現地の状況は、2 筆とも耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして。第 1 班としましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。

皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 5 の申請地を確認したところ、2 筆とも耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、農用地利用集積の決定について、問題ないいたします。皆様のご審議よろしく願いします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 5 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 6 番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 6 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 20,483 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■外 4 筆、地目畑、地積合計 3,947 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は平成 27 年、4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は ■■■ 歳、自作の畑 6,633 平方メートル、利用集積による畑、13,850 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。3 番 笠間 保一委員

○3 番（笠間 保一君）現地の状況は、■■■から■■■までは、タマネギの作付及び耕うん運状態でした。■■■は、トウモロコシが作付けされており、農地として適正に管理されておりました。第 1 班としましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 6 の現地を確認したところ、笠間委員のおっしゃるとおり、■■■から■■■は、タマネギを作付けされており、あとは、耕うん状態でした。■■■は、トウモロコシが作付けされて、農地として適正に管理されておりました。推進委員としましては、農用地利用集積の決定に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号 6 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 7 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 7 番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 4,758 平方メートル、申出地は
外 1 筆、地目畑、地積合計 1,893 平方メートルでございます。

利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 24 年、5 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は 歳、利用集積による畑、3,888 平方メートル、樹園地 870 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、父、母の 3 名で、従事日数は 340 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。3 番 笠間 保一委員

○3 番（笠間 保一君）現地の状況は、はタマネギ、ネギが作付けされており、一部耕うん状態でした。は、スナップエンドウ、ジャガイモが作付けされており、一部耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。第 1 班としましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 7 番の現地を確認したところ、はタマネギ、ネ

ぎ、ノラボウナが作付けされ、[REDACTED]についてはジャガイモ、スナップエンドウが作付けされており、農地として適正に管理されておりました。また、賃借人は園芸協会に加入し、熱心に農業をされており、推進員といたしましては、農用地利用集積の決定について、問題ないと判断しました。皆さんのご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号8番を審議いたしますが、整理番号8番、9番の2件は申出人であります借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号8番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は17,370平方メートル、申出地は[REDACTED]、地目畑、地積494平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年6月1日から令和9年5月31日までの3年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は平成21年、6回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書22ページ、23ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号9番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、[REDACTED]、地目畑、地積494平方メートルでござ

います。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 8 番と同一でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この 2 件の借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の畑 12,719 平方メートル、利用集積による畑 4,651 平方メートル、その他、合計 17,370 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農業経営基盤 強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。3 番 笠間 保一委員

○3 番（笠間 保一君）現地の状況は、整理番号 8 番及び 9 番ともに耕うん状態であり、農地として適正に管理されておりました。第 1 班としましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 8 番、現地は耕うん状態です。また、整理番号 9 番も同じように、耕うん状態でした。農地として適正に管理されておりました。また、賃借人はは園芸協会に加入して、熱心に農業に取り組んでいると聞いています。推進委員としましては、農用地利用集積の決定に問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

採決については、1 件ずつ行いますのでよろしくお願い申し上げます。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 8 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 9 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 10 番を審議いたします。

本件につきましては、■番 ■■■■■委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

（■番 ■■■■■委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、■番 ■■■■■委員が退席されました。現在の委員数は 11 名、推進委員 3 名です。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 10 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 9,043 平方メートル、申出地は ■■■■■番、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。

利用目的は、露地野菜、植木、設定初年は平成 3 年、12 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は ■歳、自作の畑 8,052 平方メートル、利用集積による畑 991 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクターを保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。3 番 笠間 保一委員

○3 番（笠間 保一君）現地の状況は、植木が栽培されており、一部に下草が生えておりま

したが、農地として適正に管理されておりました。第1班としましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号10番の申請地を確認したところ、植木が栽培され、一部下草もありましたが、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、農用地利用集積の決定は問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

（ 番 委員入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、 番 委員が着席されました。現在の委員数は、委員12名、推進委員3名です。

次に、日程第2号、議案第2号、農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見についてを議題といたします。整理番号1番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書、26ページをご覧ください。本件は、神奈川県農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地の利用配分を行うため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、綾瀬市に対し農用地利用集積等促進計画案を作成するよう求めたものです。市が農用地利用集積等促進計画案を作成するに当たり、同条第3項の規定に基づき、農業委員会に対し、意見が求められたものでございます。対象地は 外4筆、登記地目田、現況地目畑、地積合計1,293平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は、

令和6年6月1日から令和9年2月28日までの2年9カ月でございます。利用目的は水田、設定初年は、令和6年で、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。

なお、地権者から公益社団法人神奈川県農業会議への利用権設定は、令和6年2月の総会において議決を得ております。その際、利用権の設定期間が令和6年3月1日から令和9年2月28日までに設定されたため、今回の利用権設定期間が2年9カ月となったものでございます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告をお願いします。3番 笠間 保一委員

○3番（笠間 保一君）現地の状況は、5筆とも耕うん状態であり、農地として適正に管理されておりました。第1班としましては、利用集積に問題はないと判断いたしました。

皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 宇野 政信委員

○12番（宇野 政信君）現地は耕うん状態で、特に問題ないと思います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見について、原案にご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意義なしと認めます。よって、本件は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

次に、日程第3号、議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。整理番号1番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀 主幹）総会議案書28ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号1番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。申請地は、XXXXXXXXXX外1筆、地目畑、地積合計1,764平方メートルでございます。場所につきましては、29ページの案内図をご参照願います。

内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適

用を受けるための適格者である旨の証明願いでございます。相続開始年月日は令和 5 年 8 月 1 日、都市計画区域等につきましては、市街化区域、生産緑地で相続税納税猶予の適用農地でございます。農業相続人は、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は本人、妻、子 3 名で、従事日数は 240 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告をお願いします。3 番 笠間 保一委員

○3 番（笠間 保一君）申請地は■■■■■■■■■■の外 1 筆、合計 1,764 平方メートルです。■■■■番には梅が栽培されており、■■■■は、ネギ、ジャガイモ、ニンジン等作付けされておりました。申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 1 班としましては、適格者証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。11 番 大塚委員

○11 番（大塚 秀一君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。4 月 23 日、私も現地確認を行い、申請人の■■■■さんに面会してまいりました。現地は、第 1 班の代表の方から報告がありましており、■■■■は梅が植わっており、■■■■は、タマネギ、ニンニク、ジャガイモ等作付けされ農地としてしっかり管理されています。

申請者は、相続した農地で、これからも農業経営を行っていきたいと話されておりました。地元委員としては、申請者の農業の継続意思も確認出来ましたので、適格者証明書の発行に問題はないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 1 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第 4 号、議案第 4 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号 1 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 30 ページ、31 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 1 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外 12 筆、地目畑及び田、地積合計 6,533 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法 第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている 農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 3 年 5 月 26 日から令和 6 年 4 月 30 日まで、相続開始年月日は、平成 14 年 8 月 8 日で、今回が 7 回目の証明願でございます。場所につきましては、31 ページの案内図をご参照願います。

申請人は、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 300 日でございます。以上でございます。

○議 長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。3 番 笠間 保一委員

○3 番（笠間 保一君）申請地は、[REDACTED]外 11 筆、[REDACTED]、合計 6,533 平方メートルです。ほとんど植木畑であり、一部が耕うん状態となっており、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 1 班としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議 長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、本来であれば地域担当委員の山田委員から、補足説明いただくところですが、今回内田委員に確認いたします。補足事項等がありましたらご発言願います。6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）30 ページ 31 ページですけど、ほとんど植木畑で、一部耕うん状態でした。農地は適正に管理されており、問題はないと思いますので、ご審議よろしく願い申し上げます。

○議 長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 1 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第5号、報告第1号、専決処分についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（峯山事務局長）それでは、議案書の32ページをご覧ください。

日程第5号、報告第1号専決処分についてでございます。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出が5件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出が7件ございますので、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号の規定により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

始めに、議案書32、33ページの農地法第4条第1項第7号の規定による届出、整理番号1番から5番の5件でございます。転用の内容は、整理番号1番は共同住宅で地積847平方メートル、2番は倉庫で地積115平方メートル、3番から5番は住宅敷地で地積合計253平方メートルでございます。専決処分に付した日付は、記載のとおりでございます。

次に、議案書の34、35ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出が7件ございました。転用の内容は、整理番号1番は資材置場で地積1,211平方メートル、整理番号2番、4番、5番は住宅敷地で地積合計1,552平方メートル、整理番号3番は、駐車場で176平方メートル、整理番号6番は工事用敷地で953平方メートル、整理番号7番は工場敷地1,793平方メートルでございます。専決処分に付した日付は、記載のとおりでございます。以上、専決処分の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第1号専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和6年4月第10回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10時31分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員